

平成24年度畜産・酪農関係事業の概要

平成24年3月
農林水産省生産局

畜産・酪農経営安定対策

印は、ALICが実施する事業

()内は23年度

【[所要額] 174,089 (167,024) 百万円】

酪農経営安定のための支援

加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を実施。

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付地を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する場合に奨励金を交付。

加工原料乳生産者補給金 [所要額] 22,353 (22,135) 百万円

チーズ向け生乳供給安定対策事業* [所要額] 8,767 (8,768) 百万円

* 生乳の需給状況に応じて、生乳生産者団体が自ら需給安定を図るために乳製品の製造を行う場合の支援を、チーズ対策のメニューとして追加。

加工原料乳等生産者経営安定対策事業 [基金規模] 6,000 (6,000) 百万円

酪農環境負荷軽減支援事業 [所要額] 6,229 (6,347) 百万円

肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付。

肉用子牛生産者補給金 [所要額] 21,290 (23,016) 百万円

肉用牛繁殖経営支援事業 [所要額] 13,312 (14,226) 百万円

肉用牛肥育経営安定のための支援

肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、差額の8割を補填金として交付。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業 [所要額] 86,942 (77,280) 百万円

養豚経営安定のための支援

豚枝肉の全国平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、差額の8割を補填金として交付。

養豚経営安定対策事業 [所要額] 9,966 (10,007) 百万円

採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に奨励金を交付。

鶏卵生産者経営安定対策事業 [所要額] 5,189 (5,189) 百万円

A L I C 畜産業振興事業（その他対策）

（ ）内は23年度
【[所要額] 14,173 (14,183) 百万円】

所要額(百万円)

酪農経営安定対策補完事業 484 (500) 百万円

傷病時のヘルパー利用の円滑化、牛群検定組合の取組を支援

肉用牛経営安定対策補完事業 2,077 (2,195) 百万円

新規参入の円滑化、ヘルパーの取組、中核的繁殖経営の育成、地方特定品種の特徴を活かした生産、離島等の取組、肉用牛の預託等の取組を支援

食肉流通改善合理化支援事業 1,984 (1,985) 百万円

産地食肉センターや家畜市場等の設備の改善、食肉卸売市場の機能強化、食肉卸売経営の安定化、食肉小売機能の高度化を支援

畜産高度化支援リース事業 貸付枠：4,757 (4,894) 百万円

たい肥調整・保管施設、畜産環境整備や食肉販売等の合理化、生乳流通の効率化に必要な施設のリース方式による導入を支援

畜産特別支援資金融通事業 1,856 (1,807) 百万円

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援

家畜防疫互助基金造成等支援事業 基金規模：3,884 (1,954) 百万円

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に備えた互助基金の造成を支援

国産畜産物安心確保等支援事業 787 (539) 百万円

家畜個体識別システムの円滑な運用、BSE発生農家の経営再建、鳥インフルエンザ発生時における食鳥処理の円滑化、国産稲発酵粗飼料（稲WCS）の流通の促進を支援

畜産副産物適正処分等推進事業 6,894 (7,097) 百万円

BSE発生を踏まえた牛肉骨粉や牛せき柱の適正処分等を支援

平成24年度

畜産・酪農関係事業の概要（未定稿）

生産局

事業名	所要額	備考	(頁)
1. 畜産・酪農経営安定対策	(百万円)		
① 加工原料乳生産者補給金	22,353		1
※② チーズ向け生乳供給安定対策事業	8,767		2
③ 加工原料乳等生産者経営安定対策事業	基金	基金規模:80億円 (うち国費3/4:60億円)	3
※④ 酪農環境負荷軽減支援事業	6,229		4
⑤ 肉用子牛生産者補給金	21,290		5
⑥ 肉用牛繁殖経営支援事業	13,312		6
⑦ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業	86,942		7
⑧ 養豚経営安定対策事業	9,966		8
※⑨ 鶏卵生産者経営安定対策事業	5,189		9
2. その他			
① 酪農経営安定対策補完事業	484		10
② 肉用牛経営安定対策補完事業	2,077		11
③ 食肉流通改善合理化支援事業	1,984		12
④ 畜産高度化支援リース事業	基金	貸付枠:48億円	13
⑤ 畜産特別支援資金融通事業	1,856		14
⑥ 家畜防疫互助基金造成等支援事業	基金	基金規模:39億円 (うち国費1/2:19億円)	15
⑦ 国産畜産物安心確保等支援事業	787		16
⑧ 畜産副産物適正処分等推進事業	6,894		17

※印は国が直接実施する事業、その他はALICが実施する事業

平成24年3月

農林水産省

加工原料乳生産者補給金

1 事業の目的

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳に対して補給金を交付することにより、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ります。

2 事業の内容

加工原料乳を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて指定生乳生産者団体に対し、補給金を交付するために必要な経費を交付する。

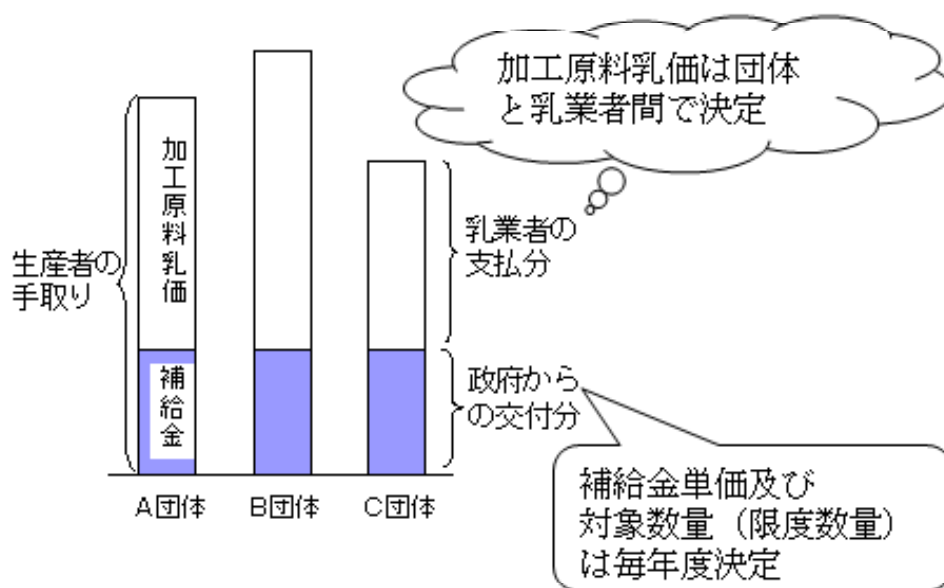
3 事業実施主体

指定生乳生産者団体

4 所要額（補助率）

22, 353百万円

（補給金単価：12.20円/kg、対象数量：1,830千トン（24年度））



担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課
代表：03-3502-8111 内線4933
担当者：本田、舘

チーズ向け生乳供給安定対策事業

1 事業の目的

チーズ向け生乳を対象に、チーズ生産と酪農経営の安定が図られるよう助成金を交付します。また、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体自らが乳製品を製造する取組を支援します。

2 事業の内容

① チーズ向け生乳供給安定対策

チーズ向け生乳を対象に、指定生乳生産者団体を通じて生乳生産者に対し、供給量に応じて一律の助成金を交付する。

- ・助成金単価：14.6円/kg
- ・チーズ向け生乳供給量：最大60万トン

② 生産者需給調整機能強化対策

指定生乳生産者団体が自ら乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組に対し、製造費の一部を補助する。

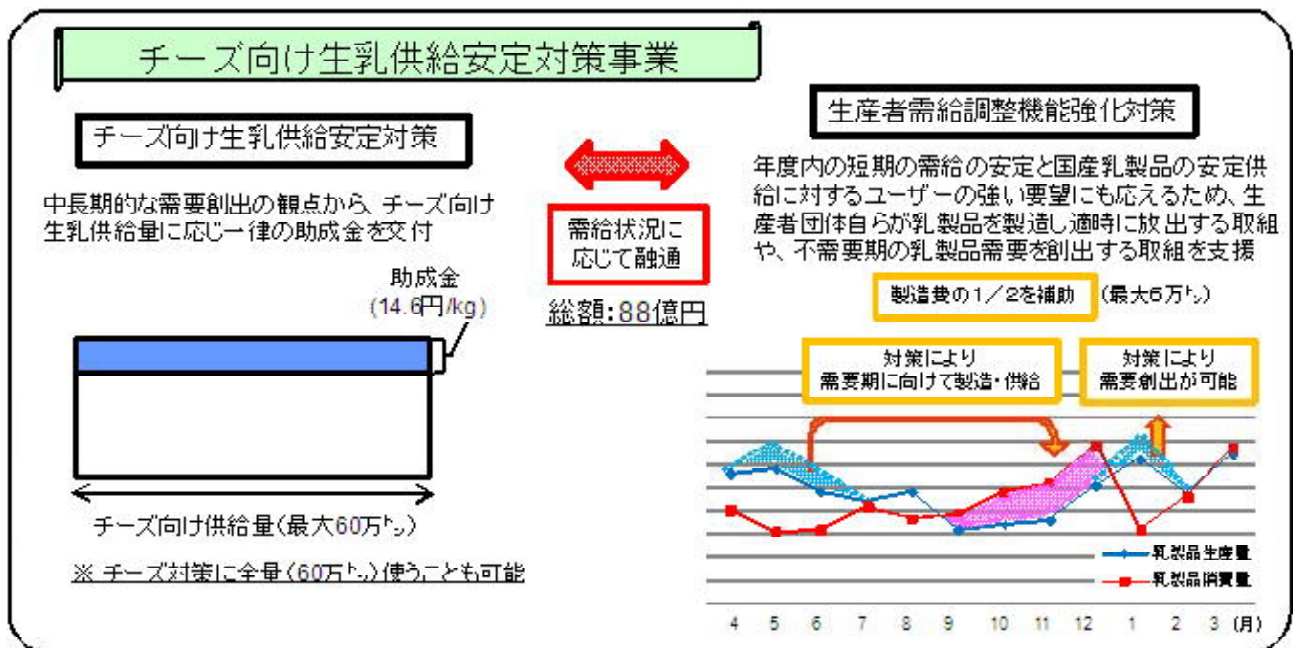
- ・補助率：1/2以内
- ・対象生乳量：最大6万トン

3 事業実施主体

指定生乳生産者団体

4 所要額（補助率）

8,767百万円（定額、1/2以内）



担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課
 代表：03-3502-8111 内線4933
 担当者：本田、舘

加工原料乳等生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛却と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度及びチーズ向け生乳供給安定対策事業と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が各々の補填基準価格（過去3年間の平均取引価格を基本）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付する。

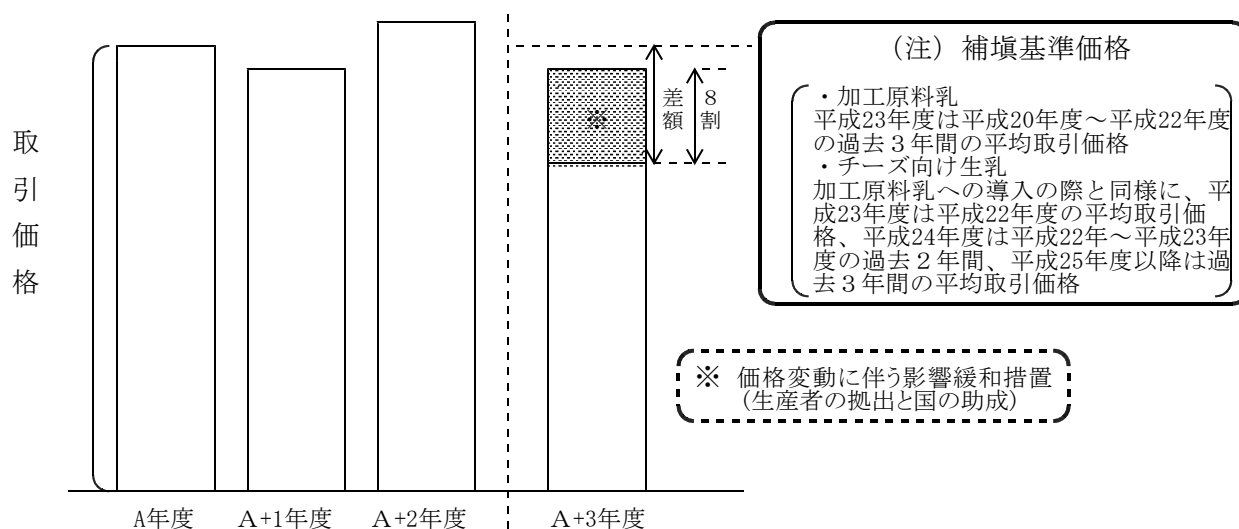
3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

4 基金規模 80億円（うち国費3/4以内：60億円）

（参考）

具体的な仕組み

- ① 事業実施期間：平成22～24年度（3年間）
- ② 補填基準価格：全国の過去3年間の平均取引価格を基本（注）
- ③ 補填割合：補填基準価格と取引価格（全国平均）の差額の8割



担当課：生産局畜産部牛乳乳製品課
代表：03-3502-8111 内線4933
担当者：本田、舘

酪農環境負荷軽減支援事業

1 事業の目的

酪農における国土の有効活用を推進するため、環境負荷軽減の取組を条件に飼料作物面積に応じた固定支払いを行うことで、多様な酪農の経営安定に資する。

2 事業の内容

経産牛1頭当たりの飼料作物面積が基準面積（北海道40a/頭、都府県10a/頭）以上の生産者に対し、以下の取組を実践する場合に飼料作物面積に応じた奨励金を交付する。

○ 以下の取組を15ポイント以上実践した酪農経営に奨励金（15,000円/ha）を交付。

- ・ 堆肥の適正還元の実施 . . . 5ポイント
- ・ 耕畜連携の取組 . . . 5ポイント
- ・ 緩衝帯の設置 . . . 5ポイント
- ・ 不耕起栽培の実施 . . . 5ポイント
- ・ 景観作物の導入 . . . 5ポイント
- ・ 河川敷等の未利用地の有効利用 . . . 5ポイント
- ・ 放牧の実施 . . . 5ポイント
- ・ デントコーン・ソルガムの作付及びスラリー等の土中施用の実施 . . . 5ポイント
- ・ 家畜排せつ物の強制発酵への転換 . . . 5ポイント
- ・ 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施 . . . 10ポイント
- ・ リビングマルチ等の導入 . . . 10ポイント
- ・ パーラー排水等の雑排水処理の高度化 . . . 10ポイント
- ・ メタン発酵によるエネルギー利用 . . . 10ポイント
- ・ 冷温ヒートポンプ等の導入 . . . 10ポイント
- ・ 都道府県知事が特に認める取組の実施 . . . 5ポイント

3 事業実施主体 生乳生産者等

4 所要額（補助率） 6, 229百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：武田、須田

肉用子牛生産者補給金

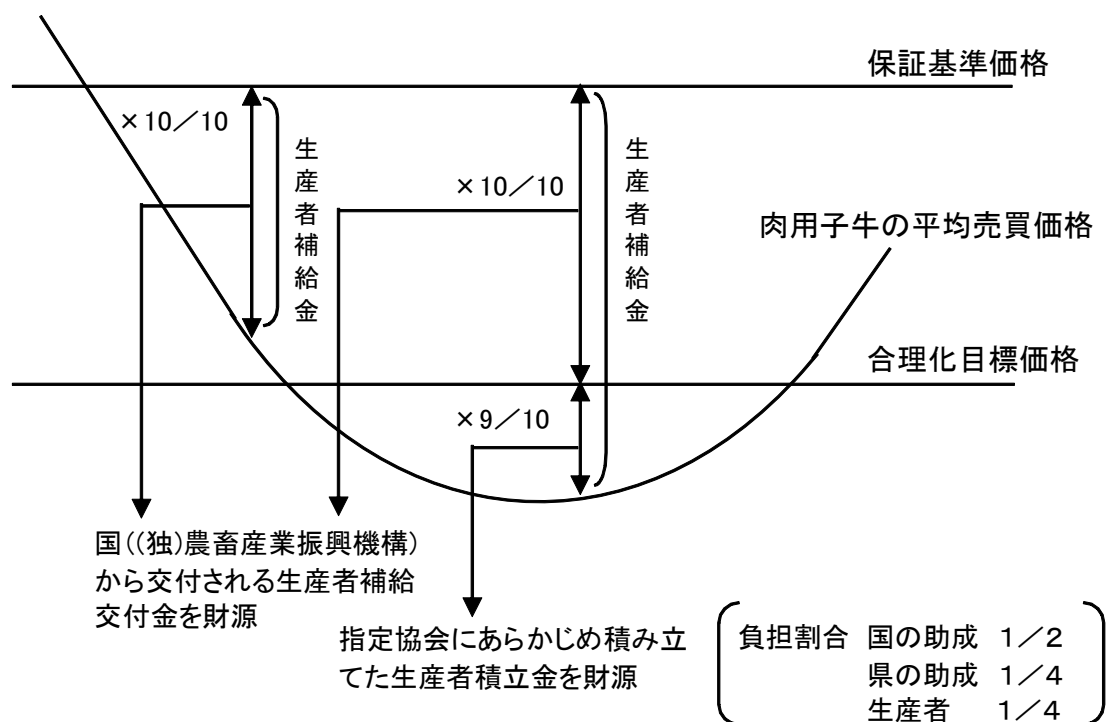
1 制度の目的

牛肉の輸入自由化に伴う子牛価格への影響に対処するため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

2 制度の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種）を対象として補給金を交付する。

さらに、平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、国、県、肉用子牛生産者の積立により造成した生産者積立金から、下回った額の $9/10$ を補給金として交付する。



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額（補助率） 21,290百万円（定額、 $1/2$ ）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
 代表 03-3502-8111 内線 4941
 担当者：犬塚、藤井

肉用牛繁殖経営支援事業

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補填することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準（家族労働費の8割を補償するものとして設定）を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

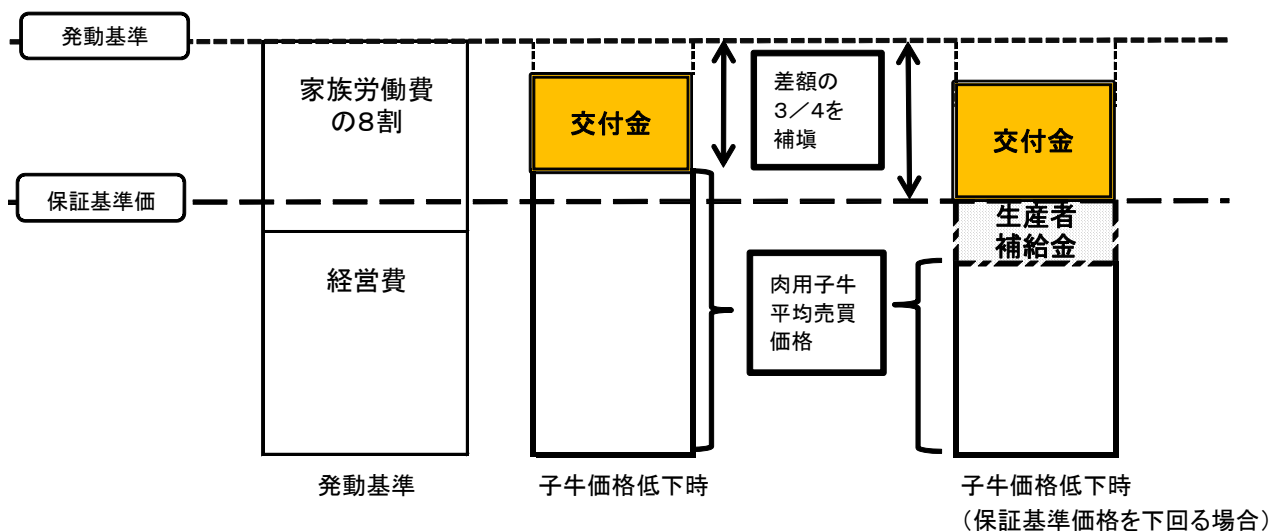
(1) 対象品種 : 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

(2) 発動基準 :	品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
	発動基準	38万円	35万円	25万円

(3) 交付金単価 : 発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格）の差額の3/4

(4) 対象子牛 : 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

(5) 事業実施期間 : 平成22～24年度（3年間）



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額（補助率） 13,312百万円（定額）

（ 担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
 代表 03-3502-8111 内線 4941
 担当者：犬塚、藤井 ）

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

1 事業の目的

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と国の助成により造成した基金から、粗収益と生産費との差額の8割を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

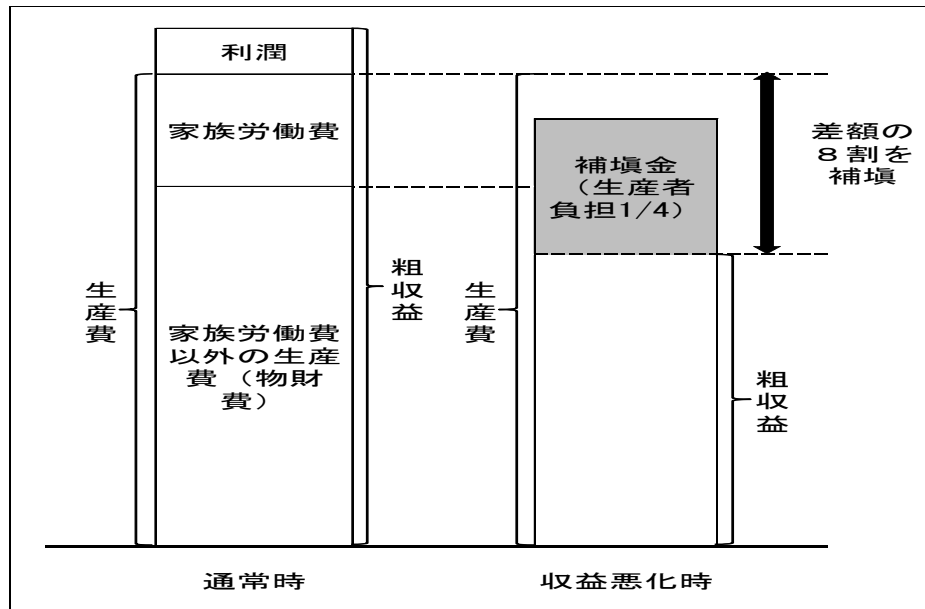
2 事業の内容

四半期ごとの肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、肥育牛生産者に補填金を交付する。

- (1) 拠出割合 生産者：国＝1：3
- (2) 事業実施期間 平成22～24年度（3年間）
- (3) 補填割合 1頭当たりの生産費と粗収益との差額分の8割
- (4) 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分
- (5) 対象者 肉用牛肥育経営者

3 事業実施主体 都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4 所要額（補助率） 86,942百万円（定額、3/4以内）



担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：富澤、浦嶋

養豚経営安定対策事業

1 事業の目的

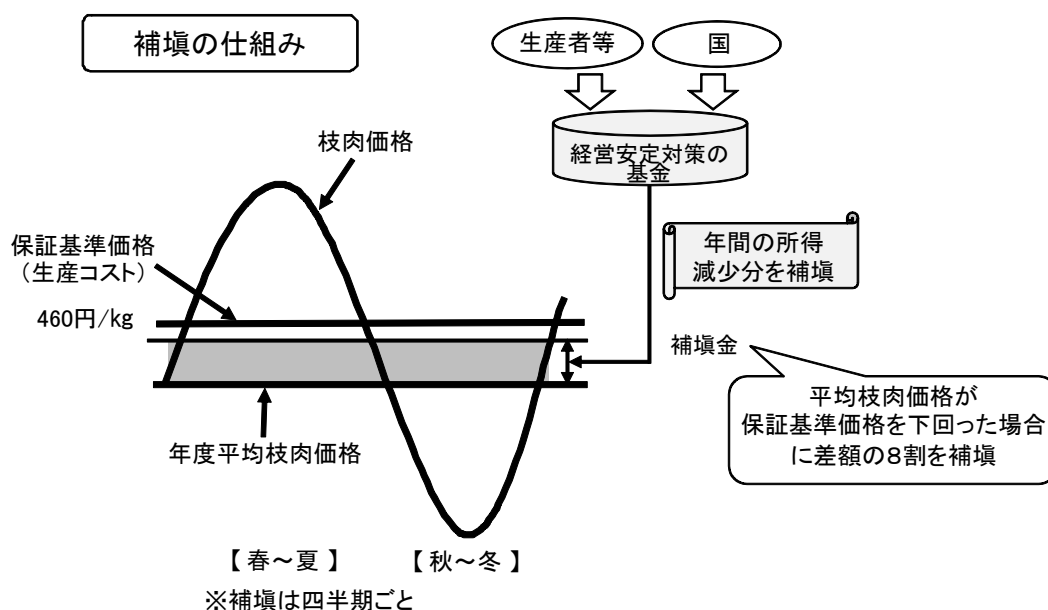
豚枝肉価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対して、その差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図る。

2 事業内容

- (1) 拠出割合 生産者：国＝1：1
- (2) 補填割合 枝肉価格と保証基準価格との差額分の8割
- (3) 対象者 養豚経営者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者）
- (4) 事業実施期間 平成23～28年度（6年間）

3 事業実施主体 養豚事業者

4 所要額（補助率） 9,966百万円（1／2以内、定額）



担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：富澤、桑原、村田

鶏卵生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起こし易い生産の実態にある。

このため、需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補填や需給改善を推進する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

2 事業の内容

(1) 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

(2) 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の子節変動を超えて大幅に下回った場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する。

- ・ 鶏舎収容可能羽数10万羽以上の生産者は成鶏1羽当たり150円以内
- ・ 鶏舎収容可能羽数10万羽未満の生産者は成鶏1羽当たり200円以内

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 5, 189百万円（定額、1/4以内）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4942
担当者：川原、江藤

酪農経営安定対策補完事業

1 事業の目的

酪農ヘルパー要員の雇用環境の整備、傷病時利用の円滑化等により、酪農ヘルパー制度を総合的に推進するとともに、牛群検定による純タンパク含量やボディコンディションスコアの収集・活用により、生乳の生産効率向上を推進し、酪農経営におけるゆとりや生産性向上を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

① 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化

傷病時にヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施する利用組合又は都道府県団体を支援する。

〔 互助組織を統合した場合、当該年度に限り補助率を1/2以内から2/3以内に引き上げ。 〕

② 酪農ヘルパー要員の雇用環境の整備等

ア 雇用後1年以内のヘルパー要員に対し実践研修を行う利用組合に対して、ヘルパー要員の住宅・通勤手当の一部を助成する（33千円/月以内）。

イ ヘルパーの傷害補償保険、ヘルパーの利用に起因する損害賠償保険の加入を促進する。

ウ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。

(2) 牛群検定システム高度化支援事業

① 乳質の向上

純タンパク含量に関するデータ収集やこれを活用した生乳の品質改善の取組を支援する。

② 生産効率の向上

ボディコンディションスコアのデータ収集やこれを活用した飼養管理改善の取組を支援する。

3 事業実施主体 (1) 都道府県団体、民間団体

(2) 都道府県団体

4 所要額（補助率） 484百万円

うち(1) 285百万円（定額、1/2以内、2/3以内）

うち(2) 200百万円（定額）

※牛群検定組合への助成は国の事業（多様な畜産・酪農推進事業）とあわせると23年度と同額

〔 担当課 代表03-3502-8111
(1) の事業 生産局畜産部畜産企画課 内線 4890 担当者：金澤、中島
(2) の事業 生産局畜産部畜産振興課 内線 4923 担当者：外山、大藪 〕

肉用牛経営安定対策補完事業

1 事業の目的

肉用牛生産が中山間地域の基幹的な農業部門として、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを踏まえ、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策等を実施することにより、肉用牛に係る経営安定対策を補完し、国産牛肉の安定供給を図る。

2 事業の内容

(1) 新規参入円滑化等対策

肉専用種繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、飼料自給率向上に積極的に取り組む新規参入者等に貸し付ける場合に支援を行う。

(2) 肉用牛生産基盤強化対策

肉用牛生産基盤の強化を図るため、肉用牛ヘルパーの推進、高能力の雌牛の増頭による中核的な繁殖経営の育成について支援を行う。

(3) 地域の特色ある肉用牛振興対策

- ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用を推進するための取組に対して支援を行う。
- ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組に対して支援を行う。

(4) 肉用牛流通促進対策

家畜商組合等が行う肉用子牛の流通の円滑化を図るための取組の支援を行う。

(5) 肉用牛導入保証支援

家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達の支援を行う。
(債務保証に係る助成限度額1,100百万円)

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 所要額(補助率) 2,077百万円(定額、1/2以内等)

担当課	代表03-3502-8111		
(1)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4893	担当者:菅谷、鎌田
(2)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者:富澤、堀口
(3)の①の事業	生産局畜産部畜産振興課	内線4923	担当者:飯野、佐野
(3)の②の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4941	担当者:犬塚、藤井
(4)・(5)の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4941	担当者:犬塚、森川

食肉流通改善合理化支援事業

1 事業の目的

包括的経済連携の推進など貿易の更なる自由化が図られつつある中で、国産食肉と輸入食肉との一層の競合が懸念されるとともに、ユッケによる食中毒事故、東日本大震災発生等に伴う需要の減退など国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉流通施設等設備改善支援

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、コスト低減、環境対策・衛生管理の高度化に必要な設備並びに産地食肉センターにおける輸出向け食肉の処理・加工に必要な設備の改善を行う場合に、融資残額の一部を助成する。

(2) 食肉卸売市場機能強化

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場における品質管理の高度化を図る。

(3) 食肉卸売経営の安定化

食肉卸売経営の体質強化等による国産食肉の安定供給を図るため、安定した大口取引先である給食事業者等における利用の推進、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、融資機関に対する信用力の強化を行う。

(4) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

3 事業実施主体

農業協同組合、民間団体等

4 所要額（補助率） 1, 984百万円（定額、2/3、1/2、1/10以内）

（担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4943、4944
担当者：太鼓矢、木下）

畜産高度化支援リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) たい肥調整・保管施設整備リース事業

耕畜連携による、たい肥の利用促進を図るため、畜産農家等が行うたい肥の調整・保管に必要な施設等の貸付を行う。(貸付物件の購入費の1/2を助成。)

(2) 畜産環境整備リース事業

畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等の貸付を行う。

(3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

(4) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

3 事業主体 (財) 畜産環境整備機構

4 貸付枠 4, 757百万円

(うち、(1)の事業の貸付枠：2, 602百万円)

担当課	代表03-3502-8111		
(1)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：武田、大城
(2)の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：武田、大城
(3)の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4943	担当者：太鼓矢、太田
(4)の事業	生産局畜産部牛乳乳製品課	内線4933	担当者：本田

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。

2 事業の内容

(1) 大家畜・養豚特別支援資金

大家畜及び養豚経営に対する長期・低利の借換資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行うとともに、資金借受者に対する経営改善指導、債務保証に対する支援を行う。

① 貸付条件 (利率は平成23年12月19日現在)

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期間 ：大家畜	15年以内		25年以内	
：養豚	7年以内		15年以内	
：うち据置期間	3年以内		5年以内	
貸付利率	1.40%以内			
利子補給率	1.01%			

② 融資枠 (平成20～24年度) 450億円 (大家畜400億円、養豚50億円)

(2) 家畜疾病経営維持資金

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生により影響を受けた畜産経営に対し、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な低利資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行うとともに、債務保証に対する支援を行う。

① 貸付条件 (利率は平成23年12月19日現在)

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	(一般) 個人:2,000万円 法人:8,000万円 (特認) 飼養頭数等を勘案して経営体毎に貸付額を判断	(1頭当たり, 100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、 繁殖用雌牛65千円、肥育豚13千円、 繁殖豚26千円、家きん52千円、 繁殖用めん羊及び山羊13千円	(100羽当たり) 家きん52千円
償還期間 ：うち据置期間	5年以内 2年以内	3年以内 1年以内	
貸付利率	1.325%		1.30%以内
利子補給率	1.325% (基準金利2.65%の半分を国が利子補給)		1.01%

※下線部は平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫の被害を受けた農家に対する特例措置

② 融資枠 (平成24～28年度) 250億円

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (社) 中央畜産会

5 所要額 1,856百万円

(担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4893
担当者：相田、谷川)

家畜防疫互助基金造成等支援事業

1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、伝播力が極めて強い口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、周辺国において継続的に発生しており、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザについては、近年国内においても発生が確認された。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行い、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を図る。

2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

3 事業実施主体

民間団体

4 基金規模

3,884百万円（うち国費 1/2以内：1,942百万円）

（ 担当課：消費・安全局動物衛生課
代表 03-3502-8111 内線 4582
担当者：山野、塚本 ）

国産畜産物安心確保等支援事業

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、BSE患畜が確認された場合の迅速な対応、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等への対応を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

(2) BSE発生農家経営再建支援等事業

BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに、BSE発生地域及びBSE患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和する。

(3) 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報収集・消費者への普及を支援する。

(4) 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザ発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。

(5) 稲WC S流通促進事業

国産稲発酵粗飼料（稲WC S）の流通効率化を促進するため、品質の表示や証明の実施に必要な耕種農家と畜産農家の連携した地域ぐるみの取組を支援する。

(6) 家畜排せつ物利活用推進事業

畜産環境保全に関する現場指導等に必要な指導用データの収集・分析・提供を支援する。

3 事業主体 民間団体等

4 所要額（補助率） 787百万円（定額、3／4以内、1／2以内）

担当課	代表03-3502-8111		
(1) の事業	生産局畜産部畜産振興課	内線4924	担当者：山本、渡邊
(2) の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：富澤、村田
(3) の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4943	担当者：太鼓矢、信戸
(4) の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	内線4942	担当者：川原、赤松
(5) の事業	生産局畜産部畜産振興課	内線4916	担当者：小宮、宮腰
(6) の事業	生産局畜産部畜産企画課	内線4890	担当者：武田、大城

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、それまで有効利用されていた牛由来肉骨粉・せき柱について、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止されたことから、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かす恐れが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図り、もって国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資する。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費を助成する。

(2) 畜産副産物有効活用整備事業

豚鶏原料の有効利用を図るためのレンダリング施設における牛原料と豚・鶏原料の分別処理等に必要な施設の整備を支援する。

(3) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付する。

(4) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の発生・流通状況の調査・分析、化製業者のワークシェアに必要なクリーニング経費の一部助成、肉骨粉等品質向上技術対策を実施する。

(5) 牛肉骨粉利用促進事業

牛由来肉骨粉の焼却灰を肥料等として有効利用した場合に促進費を交付する。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 6,894百万円（定額、10/10以内、1/3以内）

（担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4943
担当者：英賀、小野、佐藤）